

「単品スライド条項の運用」Q & A (請負者用)

1 適用期間について

Q 1 - 1 本運用において、「当分の間」運用するとあるが「当分の間」とはいつまでか。

当分の間の暫定的な措置ということで、恒久的な措置ではないということ。今後の資材価格の動向を踏まえて、今後の対応を判断することとなります。

Q 1 - 2 今年度実施の工事全てが対象となるのか。(完了した工事は対象となるのか。)

今現在継続中の工事及び、今後発注する工事が対象となります。ただし、工期の2ヶ月前までに請求しなければなりません。

Q 1 - 3 工期末が7月・8月中で、2ヶ月の請求期間を確保できないものは、対象工事とならないのか。

運用の特例として、工期末が平成20年9月30日以前のものについては、工期内であれば平成20年7月30日までに請求することができます。

2 対象資材について

Q 2 - 1 主要な工事材料は、「鋼材類、燃料油又は肥料類」とあるが具体的にどのようなものか。

対象材料は、「鋼材類」、「燃料油」、「肥料類」に分類される各材料で次のとおり。

【鋼材類】H型鋼、異形棒鋼、鋼板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、ガードレール等
(ただし、非金属は含まない)

【燃料油】軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油

【肥料類】リン酸質資材、化成肥料、配合肥料

3 対象適用工事について

Q 3 - 1 単品スライド条項の適用となる工事はどのような工事が。

「鋼材類」、「燃料油」、「肥料類」の各々の資材において実際の購入時・搬入時の実勢価格で変動額を算定し、請負代金額の1%以上変動する資材のある工事が対象となります。

4 変更請求・協議について

Q 4 - 1 請求は誰がどのように行うのか。

請負者は、実際の購入資材金額が契約当初の資材金額と比べ、その変動率が請負代金額の1%を超えると判断した場合に、契約書第22条5項に基づき、工期末の2ヶ月前までに請求を行うことができます。

Q 4 - 2 請負者は協議時にどのような証明書類を提出するのか。

購入した際の対象資材の価格(数量及び単価)、購入先、搬入等の時期が明らかな書類で、納品書、請求書や領収書等が該当します。

ただし、手形支払いなどで請求書や領収書がない場合は、購入契約書や納品書等で確実に内容が確認できるものを提出していただくこととなります。

燃料油の証明書については、通常、工事ごとの領収書となっていないため、原則として内訳表などの書類で当該工事で使用したことを確認します。

(いずれの場合も原本を提出してもらい、工事監督員が確認後、原本を複写し返却します。)

Q 4 - 3 いつから単品スライドの協議を開始するのか。

原則として、工期末の45日前としています。単品スライド額の算定は最終的な請負工事費により、契約金額の変更を行うため、現場および、設計変更等の進捗状況等を勘案して、協議開始日を決定し、請求から1週間以内に通知します。

Q 4 - 4 単品スライドの協議はどのようなことを協議するのか

原則、工期末の45日前の日を協議開始の日として14日以内で協議を行います。

協議の内容は、対象となる品目、工事材料、対象数量、購入金額、購入年月日、単品スライド額、契約変更額、及びそれらの証明書類の確認、あるいは対象とならない場合の金額等について協議します。

5 スライド額の算定について

Q 5 - 1 積算要領上、共通仮設費（率及び積み上げ）に含まれる建設機械等の運搬及び分解組み立てに要した燃料油、あるいは現場着資材の運搬に係る燃料油は対象となるのか。

積算要領の共通仮設費に含まれる建設機械等（建設機械、仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料油については、それを証明する書類（運搬した機材ごとに「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、「運搬費のうちの燃料代」）がある場合は対象とすることができます。（様式 - 3 - 2、様式 - 3 - 3）

また、現場着資材の運搬に係る燃料油についても、購入数量、購入価格、購入時期、購入先、その資材を運ぶために運搬車に給油された燃料であることなどが、証明されたものを対象とします。（様式 - 3 - 2）

Q 5 - 2 算定の対象となる工事費は、いつの時点の工事費か。

基本的には、最終的な請負代金額（設計変更等が行われれば変更後の工事費）によって算定を行うこととなります。

ただし、次の場合は、請負代金額から除いて算定することとなります。

「既済部分検査 + 支払い」が完了している部分

部分払検査結果通知に、出来形部分等に単品スライド条項の協議対象とすることができる旨を記載しなかったもの。

Q 5 - 3 資材価格の変更に伴い、諸経費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）の変更は行わないのか。

スライド額の算定は、主要な工事資材に係る価格の変動分についてのみ、請負代金額の変更を行うもので、諸経費は変更の対象としません。

なお、単品スライド条項による変更は設計変更ではなく、資材価格の変動による請負代金額の変更です。

Q 5 - 4 鋼材類について、リース資材（仮設鋼矢板、敷鉄板等）は対象となるのか。

鋼材類のリース資材も対象となります。

注意事項(本様式の使用について)

- (1) 単品スライド条項の協議開始に先立ち、請負業者(請求者)は、請求した根拠として「様式 - 1」及び対象となる資材の「様式 - 2」を工事監督員に提出して下さい。
(この段階での証明書類等の添付は不要です。)

これにより、発注者として品目ごとの増額分が対象工事費の1%を超えているかの確認と、請求概算額及びその内容を確認します。

- (2) 協議段階において請負業者(請求者)は、該当品目の「様式 - 3 - 1」及び「**証明書類**」を提出して下さい。
なお、燃料油において、現場内建設機械(場外への運搬ダンプ等を含む)に使用した燃料類については「様式 - 3 - 1」(燃料油)により提出して下さい。(この場合は、証明書類の有無に関わらず記載して下さい。)

また、各種資材・機材の運搬(現着単価で設定されている資材や、共通仮設費(率及び積上げ)に含まれる建設機械等の(建設機械・仮設材等)の運搬及び分解・組立に要した燃料類)については「様式 - 3 - 2」、「様式 - 3 - 3」に記載し提出して下さい。(この場合、「証明書類」は必須です。)

「様式 - 3 - 3」により、「様式 - 3 - 2」に記載されている建設機械の運搬等及び仮設材の運搬に掛かった費用が設計金額を超えていることの確認をします。(超えていない場合は、その運搬等に掛かった燃料代は単品スライドの対象となりません。)

様式 - 1

年 月 日

請負代金額変更請求額概算額集計書

(発注者)

様

請負者 商号又は名称
代表者氏名

印

単品スライド条項に伴う請負代金額の変更請求額の内訳は、次のとおりです。

工事名 _____

品目	差額(変動額)	備考
鋼材類		
燃料油		
肥料類		
変動額合計	0	
請負金額		
単品スライド請求額	#VALUE!	

請負代金額変更請求額概算計算書(肥料類)

(発注者) 様

請負者 商号又は名称
代表者氏名

印

単品スライド条項に伴う請負代金額の変更請求額の内訳は、次のとおりです。

工事名 _____

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	差額	備考
変動額合計										0	
請負金額											
単品スライド変動率										#DIV/0!	

注1 対象材料は、品目ごと及び購入年月ごとにとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。ただし、同一の品目で同一年月日でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。

請負代金額の変更の対象材料計算総括表(肥料類)

(発注者) 様

請負者 商号又は名称
代表者氏名

印

請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、次のとおり資料を提出します。

工事名 _____

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	搬入年月	使用工種	証明の有	備考

注1 購入先、購入単価、購入数量等の証明出来る資料(納品書等)を添付のうえ、併せて監督員に提出すること。

注2 対象材料は、品目ごと及び搬入年月ごとにとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。
ただし、同一の品目で同一年月日でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。

請負代金額の変更の対象材料計算総括表(燃料油)

(発注者) 様

請負者 商号又は名称
代表者氏名

印

請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、次のとおり資料を提出します。

工事名 _____

品目	規格	単位	数 量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した 建設機械	使用目的	証明 の有	備考

注1 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付のうえ、併せて監督員に提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載のうえ、その算出根拠を記載した書類を提出すること。

注2 対象材料は、品目ごと及び購入年月ごとにとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。ただし、同一の品目で同一年月日でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。
また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督員より工種や機械ごとの内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

請負代金額の変更の対象材料計算総括表(燃料油)

北海道 振興局長 様

請負者 商号又は名称 建設株式会社
代表者氏名

印

請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、次のとおり資料を提出します。

工事名 _____ 地区 _____ 工事 _____

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した建設機械	使用目的	証明の有	備考
軽油	1・2号	L	5,000	90	450,000	石油	H20.4		現場内重機	有	別添
軽油	1・2号	L	40,000	100	4,000,000	石油	H20.5		現場内重機	有	別添
軽油	1・2号	L	15,000	100	1,500,000	石油	H20.6		現場内重機	有	別添
軽油	1・2号	L	14,000	100	1,400,000	石油	H20.7		現場内重機	有	別添
軽油	1・2号	L	5,000	110	550,000	石油	H20.8		現場内重機	有	別添
軽油	1・2号	L	1,000	100	100,000	石油	H20.9		現場内重機	有	別添
購入数量(証明済み)合計			80,000								
軽油	1・2号	L	2,000			石油	H20.10	ダンプ	現場～地 先	無	別添
軽油	1・2号	L	2,000			石油	H20.11	ダンプ	現場～地 先	無	別添
軽油	1・2号	L	1,000			石油	H20.12	ダンプ	現場～地 先	無	別添
購入数量(未証明)合計			5,000								
<h1 style="color: orange; opacity: 0.5;">記入例</h1>											

注1 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付のうえ、併せて監督員に提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載のうえ、その算出根拠を記載した書類を提出すること。

注2 対象材料は、品目ごと及び購入年月ごとにとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。ただし、同一の品目で同一年月日でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。
また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督員より工種や機械ごとの内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

様式 - 3 - 2

各種資機材の材料証明書

								工事名							
								請負者							
品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷元	搬入年月	運搬費の内燃料代							
								品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	

表に記載された数量、金額等について証明できる書類を添付すること。

様式 - 3 - 2

各種資機材の材料証明書

工事名	地区	工事
請負者	建設株式会社	

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷元	搬入年月	運搬費の内燃料代						
								品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先
再生骨材	40mm	m3	3,000	2,000	6,000,000	砂利	H20.4	軽油	1・2号	L	700	90	63,000	石油
								軽油	1・2号	L	300	90	27,000	石油
再生骨材	40mm	m3	5,000	2,000	10,000,000	砂利	H20.7	軽油	1・2号	L	500	100	50,000	石油
								軽油	1・2号	L	1,000	100	100,000	石油
重建設機械	21tブルドーザ	回	1	-		リース	H20.8	軽油	1・2号	L	500	110	55,000	××燃料
										計	3,000			

記入例

表に記載された数量、金額等について証明できる書類を添付すること。

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表

建設機械名・規格				路面掘削機				機械搬入所在地		札幌市西区		現場所在地		旭川市南が丘		機械搬出場所		札幌市西区	
運搬車両				運賃															
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	× (特大品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増)+	地区割増・その	=	合計			
	(t積)																(km)	(t)	
セミトレーラ	30	110	20	81,000	×	0.7	+	0	+	0	+	0)+	1,880	=	139,580			
					×		+		+		+)+		=				
					×		+		+		+)+		=				
					×		+		+		+)+		=				

記入例

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表

建設機械名・規格				ブルドーザ21t級				機械搬入所在地		富良野市		現場所在地		旭川市南が丘		機械搬出場所		富良野市	
運搬車両				運賃															
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	× (特大品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増)+	地区割増・その	=	合計			
	(t積)																(km)	(t)	
セミトレーラ	20	50	19.973	42,000	×	0.7	+		+		+)+	1,355	=	72,755			
トラック	4	50	1.322	18,500	×	0.6	+		+		+)+	650	=	30,250			
					×		+		+		+)+		=				
					×		+		+		+)+		=				
					×		+		+		+)+		=	103,005			
																	合計往復	206,010	

記入例

仮設材(鋼材・H形鋼・覆工板)の運搬にかかる運搬金額計算総括表

仮設材				H形鋼				資材搬入所在地		江別市		現場所在地		旭川市南が丘		資材搬出場所		江別市	
運搬車両				運賃															
機械名	規格	運搬距離	台数	基本運賃	× (数量(t)	×	基本運賃(円)	× (深夜早朝	+	冬期割増)+	その他	=	合計			
	(t積)																(km)	(台)	
セミトレーラ	20	90	5	H形鋼(12m以内)	95	×	4,000	×		+)+		=	380,000				
						×		×		+)+		=					
						×		×		+)+		=					
						×		×		+)+		=					